

令和3年度 第8回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年10月6日(水)午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第8回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和3年10月6日（水）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（教育総務課・指導室）
- 2 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会会議録（教育指導担当）
 - イ 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）
 - ウ 青梅市図書館運営協議会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 令和3年度前期後援名義承認結果について（教育総務課）
 - イ スタディ・アシスト取組状況（教育指導担当）
 - ウ 長期欠席児童・生徒の状況調査（7・8月）について（教育指導担当）
 - エ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について（指導室）
 - 2 青梅市新学校給食センター整備事業の状況について（学校給食センター）
 - 3 令和4年青梅市成人式および成人を祝う会の開催について（社会教育課）
-

出席委員	教 育 長	岡 田 芳 典
	教育委員会委員	大 野 容 義
	教育委員会委員	稻 葉 恭 子
	教育委員会委員	榎 本 淳一郎
	教育委員会委員	百 合 陽 子

出席説明員	教 育 部 長	浜 中 茂
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	榎 戸 智
	指 導 室 長	手 塚 成 隆
	教育指導担当主幹	梶 井 ひとみ
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	和 田 宏
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 辺 雅 哉

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（岡田）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので本会議は成
立いたしました。

これより、令和3年度第8回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（岡田）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、大野委員を指名いたします。

【委員（大野）】 はい、わかりました。

【教育長（岡田）】 次に、令和3年8月4日開催の第6回定例会の会議録につきましては、個別に
送付し、それぞれご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議がないようでございますので、第6回定例会の会議録につきましては、
ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、令和3年8月25日開催の第7回定例会の会議録が机上に配付されております。次回まで
にご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思ひます。

【教育長（岡田）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事
の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様から報告を頂戴したいと思います。どなたかございますか。

【委員（大野）】 昨日、小学校の校長先生たちとの懇談を行ったわけですが、今までになか
った、前例のないことがいろいろあった中で、実に校長先生は職員の先生たちと協力しながら、子
どもたちのためというふうにして活動なさってきたことがよくわかりました。特に、これからコロ
ナがもしおさまってくれたら、以前と同じようなことをするのかというふうな話になったんです
けれども、この際だから、合理化できるところは、地域の人を含めて合理化して校長先生が新しい
ものをつくっていかれたらどうですかという話をしました。たぶんそのようにしていただけるん
だろうと思ひます。これから、このコロナをきっかけに、学校がまたひとつ変わっていくだろうなと

いうふうに予想しています。

以上です。

【委員（稲葉）】 私も同様に、昨日、小学校の校長先生方とお話しさせていただいて、この1年半を先生方が努力されて今日までに至っているんだなということで、オンライン化とそれから普通の対面での授業との融合性というのを考えながら進めていくと、GIGAスクールもとても充実してくるのではないかなと感じました。やっぱりご家庭の協力もとても必要なので、家庭と学校との連携というの、これから未来へ向けて、子どもたちがどう歩んでいけばいいのかというのを、協力体制をつくっていかないといけないなと思いました。学校と保護者がどんなふうにつながるか。リアルでつながるのも方法の一つだし、オンラインでつながるのも一つの方法だしというところで、校長先生たちとお話しできてとてもよかったと思います。

以上です。

【委員（榎本）】 私も昨日の小学校長との懇談会の話です。学年を分けて運動会を開催するなど、大変だろうなと思ったんですけど、父兄さんにとってはじっくりと各学年を見られるということで、比較的好評だったということでした。また卒業式とかの行事も、時間が短くなった分、何が大事かということ一度考えるきっかけになったので、そのあたりが明確になったというお話でした。

また、朝の検温もネットを通じて学校に報告したりしているところもあるということで、すぐタブレットを使いこなしていると思いました。ただ、インターネット接続の問題で、授業でグーグルのツールを一斉に使うような場合、動作が遅くなるということで、その辺を早く整備してほしいという意見も出ておりました。

以上です。

【委員（百合）】 10月の給食だよりが皆さんのご家庭に届いたと思うんですけども、メニューの裏側にこじんまりと、「給食センターの調理員さんが白衣をきれいに整えてくれました」と書いてありました。こういうのはもっと大きく載せて、各家庭に、こういうことをしているんだよということをお知らせしてはどうかと思いました。当たり前前に食べている給食や使っている白衣なんですけど、児童・生徒が見えないところで給食センターの人たちがどうやってつくっているか、きれいにしてくれているのかということがわかれば、食べる方も使う方もいろいろ考えながらやっていけると思います。例えば、写真をこうやって載せてもらえるのであれば、調理員さんへのインタビューとか、ちょっとした紹介とか、そういうのもぜひまたこれからよろしくお願いします。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

私も昨日、校長先生方とお話ししましたが、ある小学校の児童がかなりPCに卓越しているらしくて、本来できないことをできるようにしたようです。小学生でそこまでできると想定していなくてメーカーのSEの方々が、慌ててセキュリティの修正をしたようです。驚くほどできる小学生もたまにいるようでして、参考になったということでした。

この間、8月25日以降は、ほとんど9月議会の対応だったんですが、9月20日に福生市民会

館で青梅児童合唱団の定期コンサートが開催されるということで、部長と行ってまいりました。年々、団員も少し減少傾向にあるので、これから合唱に興味のある小学生の参加を広く募集していきたいなと思いました。

また、9月議会と予算決算委員会がありました。その一般質問の中で、後日の教育委員会で報告があるかと思いますが私は今日までなので、幾つかお話しておきたいと思います。

一般質問では、初めに島崎実議員から、「コロナ禍における学校教育について」ということでご質問いただいております。最終的には、学びを止めない対応を進めてまいりますということで、オンライン教育の課題などについて答弁いたしました。

次に、結城守夫議員から、「市内小・中学校におけるいじめの根絶に向けて」と題しまして質問いただいております。これに関連いたしましては、本日、別途協議事項等がございますので、その中で説明をしたいと思います。

湖城宣子議員からは、「児童・生徒の交通安全について」ということで、千葉県八街市の通学路でおきた事件を踏まえた質疑がありました。

ひだ紀子議員から2点、1点目が小・中学校の校則、きまりを見直そうということ。こちらについては定期的に実情に合った校則の見直しについて努力する旨、答弁しております。もう1点が、学校の男女別名簿を男女混合名簿へということで、これについては今後メリット・デメリットについて調査分析するというので答弁しております。

山内公美子議員からは、「コロナ禍における女性の支援」と「不登校児童・生徒の支援について」ということで質問がありました。最終的には、フリースクールについても質問がありまして、フリースクールにつきまして情報収集や情報提供に努めるとともに、各ご家庭が負担する費用の支援については、他の自治体等の支援の取り組みについて研究いたします、と答弁しております。

井上たかし議員からは、「霞台小学校のプールを早急に修理を」ということで、来年度に向けて改修について予算の中で検討したい、と答弁しております。

ぬのや和代議員からは、「青梅市のG I G Aスクールの進捗状況について」ということで、現状について答弁しております。

大勢待利明議員から、「青梅市内の図書館に漫画本の配架の充実を」ということで質問がありまして、現在、中央図書館にはございませんが、他の9カ所の分館に全部で6, 509冊、これは指定管理者制度以前に各分館で購入した漫画本があるということで答弁をしたところであります。

以上であります。

それでは続きまして、教育総務課から順に、現況報告などについて簡単に説明をお願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは、学校施設整備の工事の進捗状況についてご報告申し上げます。

令和3年度につきましても、小・中学校については多数の整備工事を実施しております。主なものとしてはトイレの改修工事(小学校3校・中学校2校)、特別教室等空調機整備(小学校7校)、

先日学校訪問しました第五小学校で屋上防水および外壁改修工事、そのほか第三小学校で屋内運動場天井等改修工事、主なものとしては今申し上げた工事を実施しておりまして、現在順調に進んでおります。トイレの改修工事で改修を終えた箇所のトイレについては、手続を経まして随時使用を開始しているというような状況でございます。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（榎戸）】 学務課からは、成木小学校および第七中学校における小規模特別認定校の募集についてご報告申し上げます。

事業につきましてはすでにご報告済みではございますが、今月の1日から29日までの間で、応募を受付けております。これに先立ちまして、成木小学校では9月3日（金）と11日（土）、第七中学校では24日（金）に説明会を開催したところでございます。成木小学校では2回の説明会に合わせて15家族、第七中学校では6家族の参加があったところでございます。また、成木小学校には、このほかに再来年度以降に対象となる幼稚園あるいは保育園に通われているお子さんのご家族7家族の参加がございました。

また、応募の状況ですが、本日時点で成木小学校が3名、第七中学校が1名でございます。1人でも多くの応募があることを期待し、ただいま受付をしているところでございます。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（手塚）】 指導室からは2点、お伝えさせていただきます。

まず1点目として、緊急事態宣言が10月1日をもって解除という形になりましたので、学校教育では3密またマスク、手洗い・うがいの励行を引き続き対応しながら、通常の教育活動に進めていくことになっていきます。10月8日に校長会がありますので、ガイドラインの新しいものを示して、このガイドラインにもとづいて各学校において教育活動を実施していきます。学校としては、あくまでも第6波を想定に入れて、オンラインのことも常にできるようにということで進めてまいります。

2点目として、総合教育会議で教育指導担当主幹から説明がありましたけれども、電子黒板を約200台配備することが決定いたしました。これをもちまして、すべての教室、通常の学級と特別支援教室には大型モニターが年度末までには配備されることになっていきます。1人1台の端末、大型モニターの配備が完了します。ただ、通信環境がもうひとつというところもありますので、これに向けては来年度予算に計上していこうと考えているところです。

学校の教員ですけれども、実質1人1台の端末が配備されて約6カ月が過ぎたところですが、6カ月の中ではよく使っている方ではないかなと思っています。どの学校もオンラインに向けての準備は整いつつありますので、この半年間で子どもたちのためにと、緊急事態宣言があった際に学校としてどうあるべきかというのは、学校では校長が指導した上で、ブログとかサースを使って対応していきます。

今の段階ではGIGAスクール構想がこれだけ前倒しになった中でも、成功とまでいかないにしても、いい方向に向かったのかなと思っています。ただ一方、校長からも、この場面は使わない方

がいいんではないかという部分も出てきていることも実態としてあります。あくまでもGIGAスクール構想の大きな目標である日々の授業の中での活用ということについては1月14日、1月19日に中学校と小学校それぞれで研究発表を行います。そこで全教員がそれぞれの学校に行って研修をするということを通して、いわゆる授業での活用について改めて目を向けさせていきたいと考えているところです。

指導室からは以上です。

【社会教育課長（和田）】 社会教育課からは3点ございます。

まず1点目ですが、緊急事態宣言が解除されたことに伴いまして、本日から放課後子ども教室を再開しております。ただ、学校によっては多くの子どもが参加されますので、学年を分けて実施をしたり、地区に分けて実施をしたりして、密を避けて開催をしております。

2点目が、中央図書館において10月1日から12日まで、市制施行70周年記念の企画展示を行っております。青梅市で刊行した図書や昔の地図を地域資料として収集していますので、それらの地図の展示や、各周年ごとの記念映像の放映をしております。もし時間がございましたらご覧いただければと思います。

3点目が、10月16日、国立博物館の恐竜博士である真鍋先生をお招きして、恐竜の講演会をたまぐーセンターで開催する予定です。基本的には国際理解講座に参加している子どもたちを中心に公開講座をするんですが、一般の募集もしております。250名以上の申し込みがございまして、今その処理をしているところです。やはり新型コロナの影響で全員は参加できませんので、施設定数の半分の130名程度はご参加になれますが、それ以上の方については再度募集をかけまして、必要であれば後日動画を放映して見ていただくというふうに考えているところでございます。

社会教育課からは以上です。

【文化課長（北村）】 郷土博物館では、市制施行70周年記念展「ゆめうめちゃんに行くタイムトラベル」を緊急事態宣言の発令中ではありましたが、9月5日に終了しました。その後、9月18日から青梅信用金庫の創立100周年を記念し、企画展「青梅の金融史」が始まりましたので、ご覧いただきたいと思っております。

もう一点は、吉川英治記念館ですが、「市所蔵直筆資料展 文豪とアルケミスト」とのタイアップ展示が、10月3日に終了いたしました。緊急事態宣言中で入館者は伸び悩みましたが、入館者層としては20、30代の女性の方が増えまして、詳細については現在整理中ですが、新たな来館者層の開拓につなげることができたのではないかと考えております。後ほど説明いたしますが、10月9日からの秋季展示の開催に向けて現在準備をしているところです。

以上です。

【美術担当主幹（田島）】 9月18日から青梅信用金庫所蔵作品展を開催しております。先日は施設見学ということでご来館いただきまして、ありがとうございました。

大体、天気がいい日ですと平日でも100人の来館がありまして、緊急事態宣言も明けましたし、これからまた行楽シーズンにもなってくるので、週末を中心に多くの方がご来館になるのではない

かなと思っています。印象としては、3時以降が比較的すいているという傾向がありますので、2回目おいでになる方とかお知り合いの方にクチコミでネットワークされる際には、3時以降にお越しくださいとお伝えいただければと思っています。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

2 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会会議録(教育指導担当)

イ 社会教育委員会会議録(社会教育課)

ウ 青梅市図書館運営協議会会議録(社会教育課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 令和3年度前期後援名義承認結果について(教育総務課)

イ スタディ・アシスト取組状況(教育指導担当)

ウ 長期欠席児童・生徒の状況調査(7・8月)について(教育指導担当)

エ 生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課)

【教育長（岡田）】 それでは、教育長報告事項を説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項2、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 先ほど指導室の方から、電子黒板が全校に配備されるというお話がありました。今年度予算をコロナ対応でたくさんいただいて、大きなモニターとか全部揃いましたと昨日の校長会で話がありました。その上で電子黒板がまたくるというので、どうにかならないかと悩んでいた校長先生もいらっしゃいました。その辺のところ、例えば今年全部揃っている学校は来年度、電子黒板の予算を違うところに使えるような対応をした方がいいのではないのでしょうか。補助金などもあると思うのでなかなか難しいとは思いますが、重複しないように考えてあげた方がいいのかなと、昨日の会議を聞いていて思いました。

【教育指導担当主幹（梶井）】 今ご指摘いただいた点についてでございますけれども、今回の200台程度の電子黒板については、学校の今現在置かれている大型モニターとか電子黒板を含めた数をすべて集約した上で、あと必要な設置数として200台という数字になっております。この後、各学校へ再度数を確認して、全校に配置していくようにしたいと思っています。

【教育長（岡田）】 重複しないようによく注意して配備してください。

【委員（稲葉）】 重複しないのと、200台配備されるんだったら、今年はほかに予算を使えたのになという意見も出ていたので、そういう先生の声も拾い上げていただければいいかなと思います。

た。

以上、報告です。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（大野）】 これから本格的に始まる青梅市スタディ・アシスト事業に関連しているんですけど、場所が文化交流センターと市役所になっていますが、参加する生徒で、どこの学校の生徒が多いんでしょうか。もしくは、どこの学校が地理的な状況からあまり応募者がいないとか、何かそういう特徴的なものがありますか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 手元に具体的な数字の資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。申しわけありません。

【委員（大野）】 もう一点。長期欠席児童・生徒状況調査（不登校）の報告書ですけど、一番下の備考に内訳等が記載されてありました。今までもそこに書いてあったのかわからないんですけど、大変わかりやすかったです。これを読んで、よくわかりました。これからもこういうふうに書いていただくとありがたいなと思います。

【教育指導担当主幹（梶井）】 ありがとうございます。

【委員（稲葉）】 長期欠席のところですか。先日、ヤングケアラーの調査をしていただいて、青梅市にはヤングケアラーに該当する児童・生徒はほぼいないという報告をいただいているんですけど、誰にも言わないで、調査に引っかからないで、ケアしているという意識がなくてという子どももいっぱいいるよということを聞いています。やっぱりそこが一番大変なところだと思うので、引き続きいじめとか長期欠席というところで調査できるような書類なり聞き取りなりをしていただければいいかなと思います。特に子どもは、それが当然とっていて、成人して初めて気づく子もいるみたいなので、そこは調査を続けていただいて、定期的に報告いただけるとうれしいです。

【教育長（岡田）】 今の点、よろしいですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 はい。

【委員（榎本）】 スタディ・アシスト事業のところですけど、この目的に、「進学を目的とした学力の向上を図るとともに、希望する進路への実現を目指す」とありますが、目標の何パーセントとか、そういうのは設定されているんでしょうか。

また参加条件に、「学習塾等を利用しないこと」とあるんですけど、このあたりの経緯を教えてください。

【教育指導担当主幹（梶井）】 まず最初の目標数値というところにつきましては、参加している生徒たちの進路について、担当する業者がしっかり試験等をもとにグループ分けをして、その進路に向けての指導をしたり支援したりという流れになっております。何パーセントという具体的な目標数値としては出しておりませんが、その後、それぞれの志望校ですとか、実際にどこに行ったかということで、最終的に報告書には上がってくるようになっております。

それから、参加条件につきましては、基本的にはこちらの事業を活用するに当たって、一般的に学習塾等を青梅市内の中で利用されていないということを原則とさせていただいております。そう

いったお子さん方への支援という事業になりますので、対象をそのように絞らせていただいているところでございます。

【委員（榎本）】 こういう事業の検証をするに当たっては、目標をある程度決めてやった方が後々反省にもつながると思いますので、その方がいいのかなというふうに感じているところです。

【教育長（岡田）】 このスタディ・アシスト事業で、募集が60名のところ現在47名ということですけど、これから受験の1月、2月に、やっぱり行きたいといったときに、途中から参加ということは可能なんですか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 それぞれテストを受けて、グループ分けしてのスタートをしておりますので、ここでもしそういったお子さんがいましたら、検討するという形になるかと思えます。

【教育長（岡田）】 今日この後の懇談会で中学校の校長先生に、私からも聞いてみましょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

【教育長（岡田）】 ここで、急遽ですが、傍聴についてお諮りいたします。

ただいま青梅市師岡町の〇〇さん1名から傍聴の申し出がありました。

教育長として傍聴を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 ご異議ないものと認め、傍聴を許可します。

（傍聴人入場）

【教育長（岡田）】 傍聴の方に申し上げます。

お手元の傍聴券にお守りいただくことが記載してございますが、写真撮影、録音につきましても会議の妨害となりますので、行わないようお願いいたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について(指導室)

【教育長（岡田）】 それでは、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について、を説明いたします。

【教育部長（浜中）】 それでは、青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ここで教育委員の皆様にもまずお詫び申し上げます。本条例の一部改正につきましては、いじめへの対処をより一層強化することを目的として、今回の定例会においてご協議をいただく予定で準備を進めてきたところでございます。しかしながら、法制担当との条例案文の最終的な調整がまだつかず、教育委員の皆様には大変申しわけありませんが、本案件につきましては、11月の次回定例会で協議をさせていただきたいと存じます。

事務局の調整不足を重ねてお詫びするとともに、この件に関しましてよろしくご配慮いただきま

すようお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 条例の一部改正の件につきましては、ただいま教育部長から説明があったとおりですので、11月10日の教育委員会定例会で協議することとしたいと思います。

よろしく願いいたします。

さて、教育委員さんには事前に説明させていただいているかと思いますが、ここでもう一つお諮りしたいことがあります。

教育委員会にかかる組織改正についてであります。

先日行われました青梅市議会9月定例会の一般質問において、結城議員さんから、「教育委員会内に、いじめの相談のための組織を設置し、弁護士有資格者や臨床心理士等の専門職および経験豊かなケースワーカー等を配して、いじめの初動において、調査等を迅速に行い、指導室と連携して、教育委員会の総力でいじめ問題に対処していくようにされてはいかがか」との質問がありました。

これに対して私は、「いじめに対して学校での対応を支援すること。また、児童・生徒および保護者の声や思いを気軽に相談できる窓口として、いじめ問題を所掌する部署の設置は、重要な課題の一つと捉えております。まずは、このことについて教育委員会定例会の中で教育委員の皆様からご意見を伺い、検討してまいります」と答弁しております。

以上のことを踏まえ、本定例会において教育委員の皆様からご意見をいただくこととします。

ぜひ皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、まずは大野委員さんいかがでしょうか。

【委員（大野）】 大変貴重なご提案だと思います。お話を聞いていましたので、改めて自分で整理し直してきました。青梅市いじめの防止に関する条例20条の3項に、「いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等にかかるいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を委員会に報告するものとする」というのがあります。子どもたちがいじめを受けていると思われるときに、学校は、事実確認をしていくんだと、また指導していくんだという内容です。結局、このご提案も、市教育委員会としては、本来ならば指導室の指導主事の先生たちが深く学校にかかわって、学校からの報告内容について援助していくということなんだろうが、それが不十分ですよということだと思います。指導主事の先生というのは本当に遅くまで働いて大変で、手が回り切れないとか、そういう色々な理由があるんだろうと思います。そういう意味では、この20条の3項で今読んだようなことの、早い聞き取り、そして指導が早い段階から行えれば、いじめ問題が深刻にならないで済む。つまり、早期に対処していく。そのためのアドバイスを、市の教育委員会としてどなたか指導主事の先生に加わってしていく。そういう組織が必要なんじゃないかというようなご提案だろうと自分は考えています。

それで、6月の青梅市いじめ実態調査統計、これは教育委員会ですけれども、この中に、いじめのアンケートとか、先生が発見するとか、親御さんからいじめを受けているんじゃないかというご相談を受けているとか、そういうことを全部含めて、小・中学校がいじめ

と認知した件数が645件。つまり、子どもたちからアンケートなどで出てくる、先生は子どもたちに聞いたりして、それがいじめになるのかということで精査をした、その結果が645件。つまり、これだけの膨大な数を先生たちは日常的に聞き取ったり指導しているわけです。

その結果として、6月の報告ですと、期間内に解消が568件。先生たちが頑張っ、これはいじめに認定できるなど考えた654件のうち568件は、解消しているというふうに学校は捉えているわけです。

こういう膨大な数の中には、きっと先生たちは判断に迷うとか、どう指導していったらいいんだろうと迷うこともあると思うんですね。そういうところに教育委員会の専門的な知識を持った先生、経験のある方たちが支援していったら、先生たちもとても喜ぶだろうと思います。

では、いじめの重大事態と認定されたときに、いじめの有無の調査をしていくわけですが、その援助をするに当たっては、今までいじめの話が出て、学校の対応が遅れたなど私たちが感じるようなことも、学校側からの論理でいくと、やはり500人なら500人の子どもを抱えている全員の子どもたちが健やかに育つように、不安にならないように、先生たちはそういうつもりで教育しているわけで、調査をすることで子どもたちの心に傷を残すとか、そういうようなことを心配して調査をきちっとやっていないということも、多々あるんじゃないかと思うんです。教育委員会からの専門家がそういう相談に乗ったときには、これはきちんと調べた方がいいですよというふうな第三者からのアドバイスもできるかと思うんです。そういう意味でも、日常のいじめの指導、それから重大事態になったときの調査などに、専門のスタッフがおられたら大変ありがたいなと思います。

もう一点、別の話になってしまうんですが、学校の校長先生への、例えばよく理不尽なクレームとかありますよね。法律の専門家ではございませんので、親御さんへの対処とか、子どもに起きた問題などで法的にどうしたらいいのかということで迷う場面がたくさんあると思うんです。そういう意味では、このいじめの対処だけではなくて、いわゆるスクールロイヤーである、学校全般にわたって法的な側面から支援する人がいてもいいのかなと。その中に、いじめについても支援していくような方を教育委員会に置かれたら、学校も大変喜ぶと思います。

もう一つの手としては、例えば指導主事の組織を新たにつくるのがもし財政的にきつということであるならば、今は指導主事の先生は学校の先生と同じように東京都のお給料で働いて、青梅市はお金を出してないんですが、市費でお給料を払う指導主事をもう一人、しかも生活指導とかいじめに大変詳しい人を東京都から回してもらおう。そういう指導主事の先生を一人増やして、その人がいじめ問題担当とかの役職で対応していくというのも、もう一つの方法かもしれないなと思います。

以上です。

【委員（稲葉）】 とても大切なことだと思います。いじめが重篤にならない前の処置としては、青梅市以外の市でどんな対策をされているのかなと思って、ちょっとネットをさらってみました。心当たりのある市を探したんです。ある市では学校教育部にいじめ防止生徒指導担当を置いて、いじめに関する専門の職員さんを置かれて対応されておりますし、それと同時に子どものための権利擁

護というところでも並行して一緒に子どもの権利も考えながらということで設置をされているところもあります。それからもう一つ、青梅市ではいじめを学校のアンケートで取り上げているんですけども、他の教育委員会ではいじめについての相談というホームページを、子どもが本当に気楽に打ち込めるような、とても可愛い、優しい、安心できる画面で発信しているところもありました。そういうものから子どものいじめを吸い上げて、専門の方が早期発見して対応する必要性はすごく感じております。

それから、子どものいじめには必ず保護者も関係してきますので、加害者も被害者も、それから傍観している者も、子どもだけでなく保護者も一緒に考えないといけないと思うんです。その保護者対応ができる、例えばペアレンツプログラムを提供できるような専門家がいたり、子どもの暴力防止のプログラムを提供できるような機関とつながったりするようなところで、それをコーディネートできる専門家というのはやはりいた方がいいのかなと思います。

今後こういう人が必要と思うので、きちんと話し合っ、設置できるように考えていけばいいのかなと思うんですけど、単に発生してからの早期対応だけではなくて、もう一つ対面で、いじめが発生しない学校状況とか、あるいは発生させない子どもの状況、なぜいじめはだめなのかという教育をきちっとしていかないと、なかなかいじめ問題というのは小さくならないと思うんです。筑波大学の先生の報告では、子どもの人権教育をきちっとプログラムで学んだところのいじめの件数というのは、すごく減ってきているというデータも出ています。いろいろな文献から学んで、よりよい青梅市の方向性を見つけていき、そして実施できれば一番いいかなと思っております。

以上です。

【委員（榎本）】 まず、現在のいじめの窓口のやり方を一回整理した方がいいのかなと思っていません。

議員さんからのご提案なんですけど、この場合、加害者と被害者がはっきりしている例を挙げているかと思うんですが、実際にこじれる件というのは、そういう判定が難しいケースが多いのかなというふうに思います。ですので、どちらかという、窓口をつくるというのでもいいのかもしれないんですが、このケースは手に負えないというところで弁護士さんの力を借りるというような形の方がいいのかなと思います。

それから、重大な結果になってしまういじめというのは、どちらかという発覚しないいじめというのが危ないと思うので、いじめの窓口は必要であると思うんですけど、稲葉委員がおっしゃったように、子どもが相談できるような仕組みをつくる方が私は重要なのかなと考えています。

今は指導室でいじめの対応をしているわけですけども、すごく長期化してしまっていると思うんです。すべてを指導室で受け持っていくというのはなかなか難しいと思うので、段階に応じて、例えばある程度いったら別の部署に移すというような、分業化していくような仕組みをつくっていかないといけないと思います。いじめの定義はだいぶ広まっているので、今後どんどん増えていってしまいます。その辺は効率化していかないと、対応ができないのではないかなと思っています。

以上です。

【委員（百合）】 子どもは、自分がいじめられていることを親にはなかなか言い出せなくて、自分がいじめられていることを言うと言親が悲しむんじゃないとか、そう思う子ってたぶんいると思うんです。なので、親以外に、もちろん友達、お祖父ちゃん・お祖母ちゃん、近所の人にSOSが出せるんだよということを、もっと子どもたちに伝えてあげてほしいなと思います。周りの人も、今の時代なかなか声をかけにくいと思うのですけれども、何かちょっと様子がおかしいなと思ったら、お宅の子ちょっと最近元気ないけどとか、そういう声かけができるような環境、逆に地域の大人から子どもに発信できるような環境ができていけばいいかなと思います。

学校がいじめの調査をするだけでは、やっぱり子どもは親に言えないのと同じで、どこかでばれたら嫌だとか、何か言われたら、これ以上いじめられたら嫌だというふうになってしまうと思うので、その調査の仕方、今すぐには思い浮かばないんですけども、学校だけではなくほかの部分から調査できる方法も、何かいい案があったらいいなと思います。例えばネットとかでもそうですけども。今以上にもっと力を入れて子どものいじめを見つけてあげられると、重大事態になる前の早い段階で解決していけるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【教育長（岡田）】 各委員さんからいろいろ意見がございました。一つの組織、あるいはキーパーソンになる人物を雇用する、あるいはそもそもの児童・生徒のいじめを発生させないための人権教育をどうしたらいいかなど、いろいろ課題が出ましたので、よく整理した上で検討してまいります。また、固有の職員となりますと、来年度予算も近づいてまいりましたので、何からの予算措置も含めて、たたき台をつくってまた提案していただきたいと思います。

これを踏まえてまた事務局の方で考えてまいりますけれども、今それぞれの委員さんの意見を踏まえて何かありましたら。

【委員（稲葉）】 いじめを受けた子も、それからいじめをした子も、最終的にはお互いに心に傷を負っていると思うので、もしいじめのプロジェクトをつくるのならば、最後には親の気持ちのフォローのプログラム、それから子どもの気持ちのフォローのプログラムというのが、学校教育以外のところすでにできていますので、そういうプログラムに参加をしていただいて、心のケアというところまでを組み込んだいじめ対策をしないといけないのかなと思います。それをするによって、子どもも社会に一步が踏み出せ、親御さんも社会に一步踏み出せるんじゃないかなと思うんです。そういうところも皆さんと一緒に研究しながら、筋道を立てて、段階を追って立てられれば、とてもいいなと思っております。

【教育長（岡田）】 そういう福祉的な側面からのサポートの情報なども、いろいろ調査していただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

【委員（大野）】 関連することですが、せんだって中学校に弁護士さんが来られていじめに関する講演をしたんです。それに招かれて行ってきました。そこでひとつ面白いな、意外だなと思ったことをご紹介しますと思うんです。

弁護士さんは全校生徒を前に、「ちょっと手を挙げてください」と。いじめられている子には何の責任もない、いじめられている子にも何か悪いところがある、などの三択で手を挙げさせたんです。私たち学校では、いじめられている子には責任はないんだ、いじめそのものがだめなんだと、こういう指導をしているから、そこに手を挙げるかなと思ったら、ほとんど手が挙がらない。いじめられている子にどこか責任がある、悪いところがあるというところに、大半の子が手を挙げているんです。これは意外でした。その学校は日頃から大変によく指導している学校なんですよ。とにかくいじめられている子にはどこか否があるんだという考えを子どもが持っている限り、いじめはなくなるんじゃないんですよ。

ですから、一つは知識として、いじめは絶対だめなんだと。それから、いじめそのものに責任があるということを知識できちんと教えること。もう一つは、知っていても、心情的に守らないことってありますよね。赤信号は渡っちゃいけないのについで渡っちゃうとか。つまり、知っていることと行動はまた別になる可能性があるから、きちんとした知識と、そしてもう一つは心情をきちんと育てることが必要なんだと、改めてその講演会で思いました。

もう一つ。アンケートだけじゃなくてというお話を聞いて思ったんだけど、ソーシオメトリックテストというのが昔からあります。子どもたちの人間関係がよくわかる、そういうテストです。そのあたりもよく指導室で研究していただいて、どの子がどの子にひかれている、どの子とは全然無関係でいる、反発しているというもので、アンケートの仕方が難しいところはあるんですけど、工夫して定期的に行っていると、子どもたちの人間関係が半年でこんなに変わっているということがよくわかるんじゃないかと思うので、一回ご検討いただけたらと思います。もし有効であれば、各学校でやってもらえばいいわけですから。

以上です。

【教育長（岡田）】 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

【指導室長（手塚）】 今、4名の委員の先生方から貴重なご意見をいただきました。指導室が抱えているいじめ案件、確かに今複雑な案件を抱えておりますので、そのことについてさらに新たな形でのやり方のご意見をいただいて、我々自身も考え直すところもありましたし、今後これからどういうふうに進めていけばいいのかなというふうに考えているところです。

このいじめの問題が、5年、10年前とは大きく異なってきていまして、やはり法令にもとづいたところを考えた際に、学校だけの力では対応し切れないところがあるのも実態です。ただし、最終的にやはり学校自体が解決するという意識がなかったらば、どんなことも解決には至らないということもありますので、我々の方では常日頃これからも研修を実施してやっていきたいと思っています。

明日、明後日には校長会があります。この校長会につきましては、今までの重大事態の案件について改めて各校長先生方に、新たにどういうことが重大事態につながっていったのか、そして何が

我々に足りなかったのかということ、指導させていただきたいと思っています。

また、研修内容についても、具体的に変えるようにしているところです。先日私の方で行った校長会での研修では、こんな事例を挙げさせていただきました。ある男の子とある女の子がいて、その男の子が女の子に交際を申し込んだら、女の子は交際を断ったと。ところが、その男の子は翌日からそれが苦痛になって学校を休んでしまった。これについて学校側はどう対処すべきかというものです。その男の子はそれが苦痛になってしまって、しばらく学校に登校できない状況になったときに、校長先生方はこれをいじめと捉えますか、捉えませんかという話です。この話は、実はもう現実として起きていまして、9月に都教委の方からきました、いわゆる自死の原因の5番目に、男の子は失恋で亡くなっているということが実態としてあります。

このように、今までと違って子どもたちの心が、「ガラスの心」という言葉をよく使っているんですけれども、割れてしまったら修復がつかないようになってきていることもありますので、非常に慎重になっているところです。

先ほどの問題についても、校長の方はそれをいじめと思わないというようなこともありましたけれども、これが俗に言う法令にもとづくいじめの一つの極端な例なんですよということを言わせていただきました。そのときに校長も、ハッとしたようなところがありまして、そうなんだと。それを早速各学校に持ち帰って、こういうような軽微ないじめを見逃さないようにしていかなないと、これかきっかけとなって大きなことにつながっていくんだというような認識に変わっていったという声がたくさん聞かれたところです。

実際、そういう地道なことをやっているところではありますけれども、結果として重大事態が3件発生しているというのは確かな事実でありますし、それがまだまだ解決に至っていないということも確かです。指導室として、これからさらに同じような案件が出ないようにするためには、いろいろな形の力というんでしょうか、考えていかなければいけないと思っていたところで、教育委員の先生方のご意見を聞いて、新たに考えていかなければいけない部分があるなというふうに実感したところです。ありがとうございました。

【教育長（岡田）】 それでは、青梅市いじめの防止に関する条例の一部改正について、は次回の定例会で協議をさせていただきます。

2 青梅市新学校給食センター整備事業の状況について(学校給食センター)

【教育長（岡田）】 次に、協議事項2を議題といたします。

青梅市新学校給食センター整備事業の状況について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、協議事項2、青梅市新学校給食センター整備事業の状況について、ご説明申し上げます。

新しい学校給食センターの整備につきましては、令和元年度策定の青梅市学校給食センター施設整備基本計画にもとづきまして、これまで作業を進めてきたところであります。しかしながら、コロナ禍における事務作業等の遅れ、また新たな土壌調査の実施など、状況の変化もございまして、

ご心配をおかけしているところでございます。本日は、まずこれまでの取り組みの経過と現在も進めている土壌調査の状況についてご説明をさせていただきます。またあわせて、取り組みを進める中で、コロナ禍における社会経済状況の変化などを考慮しまして検討を重ねた結果、今般、基本計画で採用しました整備手法を変更したいという考えに至りましたので、ご説明をさせていただこうとするものでございます。

それではお手元の青梅市新学校給食センター整備事業の状況についてをご覧いただきたいと存じます。

まず1、施設整備基本計画策定以降これまでの取組についてであります。

最初に（1）整備事業支援業務の内容についてであります。

令和2年11月、新学校給食センター整備事業支援業務について、指名型プロポーザル方式により業者を決定し、委託契約を締結いたしました。委託業務の内容については、アからウに記載のとおりでございます。

次に（2）根ヶ布調理場撤去等作業（解体準備）についてでございます。ア、イに記載してございますが、根ヶ布調理場の解体に向けまして、調理場内にありました調理機器等、消火設備の撤去・処分を行っております。また受変電設備の変圧器のPCB濃度分析調査を実施したところでございます。

続きまして、（3）教育委員会等での協議状況についてであります。ア、整備事業の詳細を決定するため、教育委員会での協議でご承認をいただいた後、令和3年1月に青梅市立学校給食センター運営審議会に、「新学校給食センター整備事業について」諮問をさせていただいたところでございます。イ、その後、庁内部課長等で構成します学校給食センター統合検討委員会、またその部会を開催し、実施方針等を検討したところでございます。

なお、この検討委員会ですが、本年1月に開催をいたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発出と期間の延長がございまして会議を抑制したこと、また年度末に向け土壌調査の必要性が判明したこともありまして、それ以降の検討委員会は開催をしていないところでございます。

また、こうした状況のために、アに記載の諮問につきましても、当初5月31日までに答申というところでございましたが、本年4月の第1回教育委員定例会におきまして、答申期間を12月31日まで延長させていただいたところでございます。

これまでの取り組みについては以上でございます。

続いて、2、土壌汚染状況等調査についてであります。

まず、この土壌調査であります。令和2年度末に関係法令等の確認を行った結果、根ヶ布調理場の敷地面積が東京都の環境確保条例に定められた調査を行うべき面積を超えていたので実施するものであります。

（1）本年5月、土地利用履歴等調査を委託し、過去の土地利用の状況を実施いたしました。この調査は7月末に終了しております。

(2) この調査によりまして、下のアからウに記載のとおり、3つの工場等が過去に事業を実施していたことが判明しております。

ア、大正時代から昭和30年代まで、杉山製陶株式会社が陶器製の土管を製造しておりまして、釉薬を使用していた可能性がございます。イ、昭和39年から昭和45年まで、杉山製陶株式会社の主に西側の建物等を使用しまして、民間であります株式会社青梅給食センターが民間事業者向けの仕出し弁当を製造・販売しておりました。ウ、イの株式会社青梅給食センターと同時期に、同じく杉山製陶株式会社の主に東側の建物を使用して、井戸鉄骨が建築等に使用される鉄骨の加工等を行っており、その際に錆止め塗料を使用しておりました。

(3) これらの地歴調査の結果を踏まえまして、東京都環境局多摩環境事務所と協議を行いましたところ、杉山製陶株式会社による釉薬の使用、それから井戸鉄骨による錆止め塗料の使用を踏まえまして、汚染がないという判断まではできないという結果でありましたので、土壌の表層調査を実施することとなったところでございます。

それでは恐れ入りますが、別紙1、別紙2のA3の図面をご覧くださいいただければと存じます。こちらの図でございまして、現在進めております土壌の表層調査の地点を示す図となっております。別紙1、別紙2ともに、上が北となっております。左側が天寧寺坂通り、右側が青梅ゴルフクラブとなっております。四角い青い太線は、敷地を30メートル四方の区画で区切った線でありまして、その中の水色の点線で引かれた線がさらに10メートル四方の区画に区切った線となっております。赤い線は根ヶ布調理場の敷地境界線であり、敷地の北側の崖の方と東側の赤い線に沿って薄く緑色に塗られている部分がございます。こちらは東京都に確認をし、土壌汚染のおそれがない部分ということでございます。敷地全体が黄色くなっておりますけれども、汚染のおそれが少ないと認められた部分でございます。真ん中の桃色の部分が、東京都との協議の結果、汚染のおそれが比較的多いだろうというふうにされた部分でございます。

それでは、まず別紙1の方からご説明をさせていただきます。別紙1は土壌ガスの調査の地点を示す図面となります。桃色の部分ですが、先ほど申し上げました井戸鉄骨が錆止め塗料を使用していた場所でございます。図面の中の黒い四角が錆止め塗料に含まれる物質のうち、土壌ガス系となります第一種特定有害物質のジクロロメタン、ベンゼンの調査の地点を示しております。桃色の部分は汚染のおそれが比較的多いとされておりますので、10メートル四方での区画ごとに1カ所、黄色の部分は汚染のおそれが少ないとされたことから、30メートル四方の区画で1カ所、土壌ガスを採取し、そちらを分析させていただきます。

続きまして、別紙2をご覧ください。別紙2は重金属類の調査の地点を示す図面となっております。桃色の部分ですが、先ほど申し上げた杉山製陶株式会社が釉薬を使用していたと思われる場所と、井戸鉄骨が錆止め塗料を使用していたという場所でございます。黒い丸が書いてありますけれども、釉薬と錆止め塗料に含まれる物質のうち、重金属類となる第二種特定有害物質のカドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素の調査地点を示しております。重金属類は、桃色の部分は土壌ガス系と同様に10メートル四方の区画ごとに1カ所、黄色の部分に

つきましては30メートル四方の区画で5カ所から土壌を採取しますが、5つの資料を1つにまとめた形で1つの検体として分析をするという形になってございます。

別紙1、別紙2いずれも地表面にコンクリートなどがある場合は、コンクリートを抜いてその下の土を採取をするということでございます。

また、この調理場が建っている場所につきましては、床面がもともとの地盤面より1メートルほど盛り土をして建物を建てております。この部分の扱いについて、東京都に改めて協議をしたところ、盛り土がされている場合には汚染のおそれが少ない範囲の黄色と同じとみなしているということでございます。1メートル以上深いところは、元の土と盛り土の部分の土、上下2カ所での採取をして分析をする。元の地盤と盛り土の部分と両方調査をするというような形で進める予定でございます。

以上が、土壌の表層調査の内容となります。この調査の方法や基準につきましては、土壌汚染対策法施行規則および東京都土壌汚染対策指針にもとづいて実施するものでございます。

別紙の説明は以上とさせていただきます、最初の協議資料2のA4の1枚のものにお戻りいただければと思います。

資料の下段(4)をご覧ください。土壌の採取については、今週から作業を始めたところでございます。採取の分析結果については、11月上旬までに結果が判明できるよう、今作業を進めているところでございます。

また、(5)この表層調査の結果ですが、有害物質が法令等で定める基準を超えた場合は、調査結果を東京都環境局と協議をいたしまして、土壌汚染対策指針等にもとづき、より詳細な調査の実施、それから調査結果の報告などを東京都に行うこととなります。いずれにいたしましても、今回の表層調査等の結果は教育委員会の方にご報告をさせていただくという予定でございます。

土壌汚染状況等調査については以上でございます。

資料の裏面をお願いいたします。最後に3の整備手法の変更についてでございます。新しい学校給食センターの整備手法につきましては、施設整備基本計画におきまして、設計・建設から運営までの長期間の契約を一括発注するDBO方式を採用し、これまで作業を進めてきたところでございます。しかしながら、冒頭申し上げたとおり、コロナ禍などにより業務の発注の遅れ、また整備内容を協議する会議の抑制などから、全体として作業が遅れております。また土壌汚染状況の調査を実施しているといった影響もございます。そのため、計画で予定したスケジュールから1年以上遅れているというのが実情でございます。

こうした状況の中ですが、改めて整備推進をしていくための方法について検討をさせていただいたところ、今後、一括発注であるDBO方式はやめまして、市における他の施設等、青梅市において従来から行っている施設整備と同様に、設計や建設などを個別に発注する方式である委託方式に変更し、作業を進めたいという結論に至ったところでございます。

それでは、その理由についてでございます。(1)新共同調理場の整備は確実に、また早期に進めていく必要がある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、社会経済状況

等の変化により、長期的な展望を見通すことが極めて困難になっております。そういった中で、運営までを含めた一括発注方式では、15年間先までの長期契約を予定しておりましたが、このリスクを避けること、また設計や工事などの整備の進捗状況を踏まえつつ、社会状況等、短期あるいは中期的に適切に判断しながら整備を進めていくべきであるというふうに考えることが1点でございます。

また、(2)敷地の北側全体が崖となっております。土砂災害防止法にもとづく土砂災害警戒区域、一部がいわゆるレッドゾーンである土砂災害特別区域に指定をされているところでございます。こうした環境にある土地で、公共施設として最善の安全対策を行いまして、また仮に土砂災害等があっても給食を止めることなく運用できるような安全性を確保していくには、一括発注では民間事業者からの提案をもらって、それを判断していくということでありましたけれども、設計当初から市が直接関与しまして、市の仕様を明確に定めた上で整備を行っていくことが重要であると考えたところでございます。

恐れ入りますが、別紙3をご覧くださいと思います。ただいま申し上げました整備手法については、施設整備基本計画に掲載をして表としてまとめたものがございましたので、本日添付をさせていただいたところでございます。表の一番左側の縦一列が手法を比較するための視点などです。表の左から2列目以降に、リスク負担やコストなどそれぞれの視点から見た手法ごとのメリットあるいはデメリットなど記載をしているところでございます。今回、整備手法の変更というところで比較してご覧いただけるような形で、改めてこちらの表を用意させていただきましたが、簡単に説明させていただければと思っております。

まず、表の真ん中より少し右側の赤い太線で囲ってありますが、1行目にDBO（デザインビルドオペレート）方式と記載してある場所をご覧くださいと思います。これが、これまで予定しておりました方式でございます。

一つ下の概要欄にございますが、この方式は、給食の調理会社、設計会社、建設会社、設備等維持管理会社など給食センターの運営に関係するすべてを、民間事業者のグループに対しまして、設計・建設、施設の維持管理・運営などを15年間の長期にわたって一括して発注するという方式であります。契約は、すべての民間事業者のグループと一括で行います。

この方式では、市では設計や運営などの詳細な仕様は定めず、市が求めるサービスの水準の大枠を示します。それに対しまして、民間事業者から出された提案の中から、市はさまざまな角度から優れた提案を採用し決定をしていくという手法でございます。そのため、細かい部分は民間事業者が決めることが可能であることから、民間のノウハウや工夫を活かせることがメリットとされております。

次に、DBO方式の左側、同じく赤い太線で囲ってございます、委託方式と記載してある箇所をご覧くださいと思います。この方式が、今後進めていきたいと考えている方式でございます。

一つ下の概要欄にありますけれども、この方式は基本すべてについて市が主体となって行っていきます。設計、建設、給食調理会社など、各業務に応じた民間事業者に対し、それぞれ個別に市が

詳細を決めた仕様書にもとづいて発注を行う方式であります。

先ほど申しあげました整備手法変更の理由の一つでございます崖の対応につきましては、DBO方式では民間事業者からの提案を受け決定していく形となりますけれども、委託方式による個別発注の場合は、市が崖にこういう形で対応するようなもので設計しなさいと、そういった必要な内容を示して施設の設計を進めていくといった形になってまいります。

また、発注につきましても、DBO方式は最初に15年先までの計画を決定し、契約をしていくということになりますけれども、個別発注方式の場合には設計の段階、建設の段階、維持管理や調理、それぞれ事業の進捗にあわせた順次発注、それから契約を行っていくという形になってまいります。そのため、事業の進捗状況を踏まえながら、発注などをその都度判断していくことが可能となるということでございます。

別紙3の説明は以上とさせていただきます、恐れ入りますが、最初の協議資料2の裏面にお戻りいただければと思います。

3の整備手法の変更でございます。先ほどもご説明したところではありますけれども、この整備手法につきましては、原則として個別発注方式（委託方式）を採用していくことについてご承認を賜りまして、整備に向けて必要な手続に着手してまいりたいと考えております。

なお、整備の基本的な考え方であります給食の内容や食器の種類、またアレルギー対応などの考え方について基本方針を整備基本計画において定めておりますけれども、この部分についての変更はありません。あくまでも設計・建設をしていく、その進め方についての手法についてのみ、今回変更したいというところでございます。

また、今後についてでございます。記載はないところですが、現在整備を進めるために実施方針の作成について青梅市立学校給食センター運営審議会に諮問をさせていただいております。今後、教育委員会のご協議の後ですが、審議会においても整備手法の変更についてご理解をいただき、何らかの形で整備基本計画よりももう少し具体的な整備の内容について答申をいただく、そういった内容についても教育委員会でのご協議もさせていただきながら進めていきたいと、現段階では考えているところでございます。

以上、大変雑駁ではありますがありますけれども、青梅市新学校給食センター整備事業の状況についての説明を終わらせていただきます。

ご協議の上、ご承認を賜りますよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

【教育長（岡田）】 丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの協議事項2ですけれども、1、2、3と大きく3つに分かれていますので、順番にご意見、ご質問を伺いたいと思います。

初めに、1の施設整備基本計画策定以降これまでの取組について、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員（大野）】 自分もたぶん諮問したときにはかかわっていたのによく理解していないというか忘れてしまっているかもしれないので、もう一回教えていただきたいと思います。新学校給食セン

ター整備事業についての諮問を、学校給食センター運営審議会にしたわけですが、その整備手法のDBO方式で進めることについてどう思うかと、そういう諮問でしたか。

【学校給食センター所長（中村）】 これまでDBO方式で進めさせていただくという形で進めておりました。DBO方式の場合には、どういった入札の方式をとるか、またどこまでのサービスを青梅市は求めているかということの水準、ここまでが青梅市の求める給食センターのレベルです、これを達成するために民間でどういう工夫で、人をどう配置して、どういう建物で、どういう調理器具を用意するかというのはあまり細かく決めないで、民間から提案してもらおう。その大枠を示すものを諮問して答申してもらおうという考え方でございました。ですので、整備基本計画で大枠の、アレルギーは除去食以上を目指しますとか、地産地消を進めますとか、衛生基準はしっかりやりますというところがありますが、それよりも少し細かいところで、発注するときの仕様書みたいなものを決めてもらおうというのが諮問の内容だということでございます。

手法は変わることになるんですけども、諮問するとしたら、どういう給食センターをつくっていくというところは変わりませんので、審議会の方にはこれから説明ということにはなるんですけども、まだ内部でも積みきれはいていないところですが、何らかの形でさらに整備基本計画より細かい部分について青梅市でつくりたいと。

【委員（大野）】 3番とも関連してしまうんですけども、このDBO方式にするというふうに決定したのはどなたか。つまり決定権はどなたにあるんですか。

【学校給食センター所長（中村）】 整備基本計画そのものは学校給食センター運営審議会に諮問して、答申をいただいて、計画の形をいただいています。この内容をもとに教育委員会にもご説明をさせていただいて、議会にも説明させていただいて、最終的には市長が決定する形にはなりますけれども、パブリック・コメントも実施をして決定をした。その中では教育委員会での協議を何度か行いながら、決めさせていただいたということでございます。

【委員（大野）】 理解できました。どなたが決めるのかなと思いながら聞いていました。つまり、今回委託方式に変えるということの最終決定は、市長さんがするわけですね。

【教育長（岡田）】 そうです。

【委員（大野）】 そうすると、私たちは今、どのような仕事をしたらよろしいんですか。

【教育長（岡田）】 比較検討の中で、方式を変更することで総事業費が若干絞れていくんじゃないかという試算はしております。DBO方式で進めると、専門の業者に一任してしまうことで、工事あるいは配送、いろいろな面で地元の企業が入る余地がなくなってくるデメリットもあります。このDBO方式でやっているのは全国的にもあまり事例もない。これらの総合的判断の中で、コロナというこれまでにない先行き不透明な中、またレッドゾーンがある中で、擁壁も含めてさまざまなものを直接市が監督しながら建設を進めることが、ベストではなくてもベター、安全確実ではないかという見解の方に傾いてきたというところがございます。

【委員（大野）】 そうすると、これから市長さんが方式を変更していくにあたって、教育委員会としての考えを伝えていかなければいけないわけですが、今の説明を聞いて私たちがどう思うか意

見を出していけばいいんですね。

【教育長（岡田）】 教育委員の皆さまにもご理解いただいた上で、進めていこうということです。

【委員（大野）】 わかりました。

【教育長（岡田）】 次に2番に出てきました土壌汚染状況調査です。これは3,000平米以上の土地について建て替えをおこなう際は、東京都の条例にもとづいて実施しなければいけないというものです。ただいま説明したとおり、別紙1、別紙2のとおり現在調査中です。その結果を踏まえて、その先のさらに詳細な調査に進むか、サンプル調査で問題ないということで次の段階に進めるかが決まります。それについて何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 では2番についてですけど、(5)で残念ながら基準値を超えてしまったとなった場合は、どのようにしていくんですか。さっき盛り土とおっしゃったけど、削ってどこかに捨てちゃうのか、盛り土をすればいいのか、何かそういう見通しはあるんですか。

【学校給食センター所長（中村）】 今、表層調査を行っておりまして、まず地表面を調査して、周辺に生活している人たちに影響があるのか、これが表層調査というところでございますけれども、表層面に何か物質が残っていないか、もし残っていればさらにどの程度下まで汚染されているかを調査しなさいと。これは東京都の手引き等、国の指導にもとづく基準がございますので、実施をしていく。もしあった場合、表層であって、詳細でより深く調べてという状況があって、一般的には土を入れ替えて、そこにきれいな土を持ってきて、浄化した後に建てていくというふうな状況でございます。

参考までに、同じように給食センターでは東大和市も、また立川市が進めている中でも一部土壌の汚染があって、対応したということでございます。青梅の場合は建物の工場が古すぎて、詳しい情報がわからない。そういった意味で、調査項目となっている特定有害物質が、第二種特定有害物質（重金属）の全項目となっておりますが、当時の工場の人ももうわからずに、詳しいことはわからないので全部調べましよう、そういったことで調査範囲が広がっております。

今後、調査の結果次第ではありますけれども、出るか出ないかは現時点では何とも言えない。東京都としては、公共施設ですのでしっかり調査をしてやっていきたいと思いますところもでございます。青梅市としてもしっかりやっていきたいということもございます。

【委員（大野）】 要するに、土を入れ替えるということですね。

【教育長（岡田）】 最終的に、出ればですね。

【委員（榎本）】 もし出た場合、入れ替えるのは、この青い枠の範囲で入れ替えるような形になるんですか。

【学校給食センター所長（中村）】 入れ替えの範囲については、現段階では全くどういう状況になるかはわかりません。これはあくまでも表層調査、サンプル調査的なものでございます。30メートルグリッド区画で調査をした中で、あったら、さらにその出具合でどこまでやりましようというのが国の手引きとか基準で決まっていますので、さらに調べるのか。それがどういう結果になるか、次の段階にならないとわかりません。いずれにしても、もし汚染があった場合には、汚染がないよ

うな状態にしないと次に進めないということになりますので、どこまでの範囲をどう対応するかというところは、東京都の指導に従って、その都度、教育委員会の方にもご説明させていただきながら進めていくということで考えております。

【教育長（岡田）】 この敷地の範囲内で、あとは深さが1メートルなのか、2メートルなのか、そこはまた東京都の指示に従うということになってまいります。

【委員（百合）】 万が一、土を入れ替えるとなった場合は、工期はどんどん遅れていくことになってしまうんですか。それとも、遅れているのはどこかで調整されて、最終的には予定どおりとはいかなくてもそんなに遅れることはないのでしょうか。

【学校給食センター所長（中村）】 対応の規模にもよりますけれども、通常であれば設計をしている段階で解体をして、いきなり建設にはなりませんので数年かけて設計・工事ということになります。設計をした段階で、その間に解体をして、実際の工事前に入れ替える。その入れ替えるのがかなりの量になってしまうと、多少工期に影響してくる可能性もありますが、多くなく、一部分だけということであれば、全体の工事のスケジュールにそんなに影響ないかもしれませんし、ちょっとそこは調査をしてみないと、現段階では何とも申し上げられないところでございます。

【教育長（岡田）】 土壌汚染については、公的機関の調査の結果を踏まえて、粛々と必要な対応工事を行うということでいきますので、この点については皆様よろしいでしょうか。

それでは裏側にまいりまして、3点目、整備手法の変更についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 コロナ禍のこういことがなければ、通常どおりでしたら、このDBO方式でいくということだったのでしょうか。

【学校給食センター所長（中村）】 その部分はなかなか難しいと思っています。実際にコロナの影響によりPFIだとか、そういったものを取り止めている自治体もかなり出ている。青梅市もこういった手法は初めてで、ノウハウもないという中で、支援業務というところで丁寧にやってきたところではございます。

また、経済状況の変化もありました。先ほど教育長の方からもありましたけれども、市内業者が参入する余地がなくなることや、崖の対応、そういったところもこの教育委員会でも、審議会の中でも意見がありましたし、議会でも崖の対応についてご指摘もあります。さまざまな観点でいろいろ検討を進める中では、着実に進めていくためにこの方法へ切り替えていく方がいいという判断をしたところでございます。

【委員（稲葉）】 一度決まったんですよ、この方式で。この方式で決まって、そしてなおかつこれを進めていくうちにいろいろな疑問点が出てきたので、それじゃよりよい方法をとということで直接委託と。その中でコロナの対応もあったしということで、この方式よりも委託の方がしっかりと管理運営ができるかということで考え直しましょうということですね。

【学校給食センター所長（中村）】 やはりコロナの関係が大きいかなというふうには考えております。そういった中で、もう一度しっかり見直していくというところですよ。

最初に大野委員の方からもありましたけれども、教育委員会等にも協議をさせていただきながら計画を進めてきておりますので、今までかかわっていただいたところにも丁寧に説明しながら、しっかり進めていきたいということで、今日こうやって説明させていただいてご理解を賜ってほしいという考え方でございます。

【教育長（岡田）】 部長、補足ありますか。

【教育部長（浜中）】 DBO方式に決定されたときは、当然のことながら、コロナがこのようになる前の世の中でございました。そのコロナがない世の中が、今後15年、20年、30年と続いていくといった前提のもとに、DBO方式をとれば、15年とかの長期的なスパンで経費的にも安くできるのではないかと、それを理由として決定しました。しかし、世の中ががらりと変わってしまったわけです。それに付随して土壌のことですとか崖のことですとか、またさらに大きな問題としてそれぞれあがってきたんですけれども、何よりも今後15年間というものが見通せない状況になってしまいました。DBOを決定した一番の根底にある理由が大きく揺らいだ。そういうところで、担当課としても非常に重く見て、このような整備手法の変更についての考え方を持つに至ったと。そして、このような形でご提案をさせていただき、今に至っているということでございます。

【教育長（岡田）】 ほかにいかがでしょうか。

別紙3の一番下に書いてあります、DBO方式の一番のメリットであります最後の2行、「財政削減効果が期待できる」。「期待できる」で、実際に効果があるかどうか、果たして15年間はどうかと。またレッドゾーンの擁壁は、センター整備と密接に関連はありますけれども別な事業でもありますので、建設については市が直接かかわって、100年に一度の災害時でも耐えられる構造の擁壁と設備をつくってほしいという中で、費用削減効果よりも安全性重視のよりよい施設をとということで市長が決断したところでございますので、ご理解賜ればと思います。

【委員（稲葉）】 土壌のところの調査もなんですけど、やっぱり建設の期間というのが予定であると思うんですが、ネットたまぐーセンターのように突貫工事で建てたところで修理がすぐに要するようなことのない計画を立てて、市民の方々がよかったねと言えるような建設設計と建築をしていただければいいなと。私はそこをすごく心配しているので、頑張ってくださいいただければいいかなと思っております。

【教育長（岡田）】 両方にかかわった部長、答弁をお願いします。

【教育部長（浜中）】 前回の定例会でも、稲葉先生にはたまぐーセンターの関係をご指摘をいただきまして、本当にごもっともだなと身に沁みてご答弁させていただいたと思います。たまぐーセンターについてのことを大きな教訓として、確かに今建設の予定は遅れておりますけれども、これからじっくり、学校給食センターについては市民の方が安心・安全を心から感じていただけるような施設にしてほしいというふうに教育委員会としても考えておりますので、よろしく願いいたします。

【教育長（岡田）】 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます。よって、青梅市新学校給食センター整備事業の状況について、は承認されました。

3 令和4年青梅市成人式および成人を祝う会の開催について(社会教育課)

【教育長(岡田)】 次に、協議事項3を議題といたします。

令和4年青梅市成人式および成人を祝う会の開催について、を説明いたします。

【社会教育課長(和田)】 それでは、協議事項3、令和4年青梅市成人式および成人を祝う会の開催について、ご説明いたします。

令和4年の成人式は、令和4年1月に行う成人式のことで、成人を祝う会というのは令和3年1月に中止をいたしました成人式の代替事業でございます。

1 ページ目が、1月10日に実施します令和4年青梅市成人式についてでございます。会場につきましては、2に記載のとおり、住友金属鉦山アリーナ青梅で開催する予定です。

申しわけございませんが、この協議資料を作成する時点で、まだ会場が正式に決定しておりませんでした。その後協議を重ねまして、こちらの住友金属鉦山アリーナ青梅で開催することが決定いたしました。ですので、以後、実施回数が3回とか霞公益会館というのは考えずに進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、(1)式典時間でございますが、まだ新型コロナウイルスは完全に収束したわけではございません。新しい生活様式で付き合いながら進めてもらわなくてはいけないということで、実施回数も例年では1回のところ今回につきましては2回で考えております。

第1回目を午前10時30分から開式、閉式が午前11時までの30分間で実施をしてまいりたいと考えております。2回目につきましては午後1時から30分間で実施をしたいと考えております。

続いて3の成人者出生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

4の成人者数につきましては、令和4年につきましては1,240名となっております。

5の実施回数でございますが、2回となっております。

6の成人招待者の特例につきましては、記載のとおりでございます。

8の実施するイベントですが、夢のタイムカプセル収納作品の返還と、恩師からのビデオレター上映の2つを実施する予定でございます。

10の招待者でございますが、(1)来賓につきましては記載のとおりでございます。裏面にまいりまして(2)主催者につきましては、理事者および教育委員の皆様、社会教育委員の皆様でございます。

最後に協力団体につきましては、青少年委員協議会の皆様にご協力をお願いする予定でございます。

続きまして、昨年中止になりました成人式の代替事業につきまして説明をいたします。まだ名称につきましては決定しておりませんので、(仮称) 青梅市成人を祝う会として記載させていただいております。

期日につきましては、令和4年1月9日(日)、今年の成人式の前日に開催する予定でございます。

会場につきましては、住友金属鉱山アリーナ青梅でございます。

講演時間でございますが、こちら2回に分けて開催したいと考えております。1回目を午前10時から1時間程度、2回目は午後1時から1時間程度で考えております。

3の成人者出生年月日につきましては記載のとおりでございます。

4の成人者数につきましては1, 332名と考えております。

5、6につきましては記載のとおりでございます。ただし6の(3)でございますが、もしまた第6波など大きな感染者数が増加するような傾向があった場合は、オンラインで縮小した形で開催したいというふうに考えているところでございます。

また、9日が成人を祝う会で翌日10日が成人式の2日連続ということで、成人を祝う会しか講演を見られないということになってしまいます。今年成人を迎える方は何もないのかという話になってしまいますので、そういった方に対しては、参加となるとまた人数が多くなりますので、オンラインで見ただけのような手段をとっていきたいと考えております。

7の講演会の実施でございますが、現在、人選中でございます。著名人に打診をしているところで、回答待ちというところです。

8の招待者につきましては、基本的に来賓者は考えておりません。主催者は理事者および教育委員の皆様、社会教育委員の皆様と考えております。

協力団体につきましては、青少年委員協議会の皆様をお願いしたいと考えております。

最後に、お忙しい中、2日間皆様にご協力いただくようになるかと思っております。ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

【教育長(岡田)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員(百合)】 成人式、1月10日に出席される方には葉書で通知がいくと思うんですけども、成人を祝う会の方はどのような通知方法で連絡がいくんでしょう。

【社会教育課長(和田)】 同様に葉書で招待状を出す予定です。さらに出欠をとろうと考えております。どれくらい来るかわかりませんが、状況によって人数が少ないようであれば、1回の講演会で開催したいというふうに考えているところでございます。

【委員(稲葉)】 10日の成人式が30分で、9日が60分というのは、講演の関係でこの時間になったんですか。

【社会教育課長(和田)】 ご指摘のとおりです。

【委員(稲葉)】 9日の子たちは、各中学校からのビデオレターはあまり要望されていないんですし

ようか。

【教育長（岡田）】 今年作成したものは残っているのでしょうか。

【社会教育課長（和田）】 今年作成したビデオレターは残っております。今年はコロナの影響で中止となったため、インターネット上で公開しました。ただ、インターネット上に顔を出すのはという先生については声のみとなりました。

【委員（稲葉）】 去年インターネットで見ているんですね。わかりました。ありがとうございます。

【教育長（岡田）】 ほかにはよろしいですか。

【委員（榎本）】 時間を聞いて30分だというので驚いたんですけど、なかなか皆さん会場に入らないので、その辺はしっかりやった方がいいのかなというふうに感じました。

【社会教育課長（和田）】 例年会場に入っていただくのが大変だと聞いております。コロナもありますので、できるだけ短時間でやっていきたいということでご協力いただきながら実施してまいりたいと思います。

【委員（大野）】 受付時間の開始が開式の30分前ですか、1時間前ですか。

【社会教育課長（和田）】 30分前です。

【委員（大野）】 新成人の気持ちだとどうですか、かつての同級生たちと会っておしゃべりしたくてしようがないんですね。だから入らないんです。おしゃべりさせてあげたらどうかという発想でいくなれば、受付時間を1時間前する方法も一つあるかもしれないですね。

【社会教育課長（和田）】 貴重なご意見ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。

【教育長（岡田）】 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（岡田）】 異議なしと認めます。よって、令和4年青梅市成人式および成人を祝う会の開催について、は承認されました。

再 日程第3 教育長報告事項

1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について(教育総務課)

【教育長（岡田）】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小・中学校教員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項

および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(岡田)】 異議なしと認めます、よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

[退 席]

【公開】

【教育長(岡田)】 ここから会議を公開といたします。

[入 場]

【教育長(岡田)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【文化課長(北村)】 それでは、お手元に配付しました「自然災害伝承碑の登録について」説明させていただきます。

初めに、1の経過としまして、国土地理院では、災害対策基本法にもとづきまして、住民等の防災意識の向上等に資するため、国内の自然災害伝承碑の情報収集を行いまして、「地理院地図」等に公開する事業を展開しております。令和3年9月17日時点で、これらの自然災害伝承碑の数については全国で320市区町村、1,057基が公開されています。

青梅市におきましても、平成31年に東京都を經由して調査の依頼を受けまして、令和元年度から国土地理院と協議を行いました結果、3件の文化財を伝承碑として挙げまして、令和3年10月15日に登録することとなっています。

登録完了後につきましては、国土地理院のウェブ地図「地理院地図」や2万5千分の1の地形図にも掲載されることとなります。

次に、2の今回登録する自然災害伝承碑の1つ目ですが、(1)青梅市指定史跡「滝本の洪水防石」です。この滝本の洪水防石は、平成30年6月に市の史跡に指定された、教育委員会の方にも諮問・答申等での協議をいただいた案件でありまして、御岳2丁目地内にあります江戸時代末期の水防施設です。

次に、2ページの(2)「降雹記念塔」です。昭和2年に直径1.5～2cmほどの雹が新町地区を中心に降り積もり、農作物がほぼ全滅するといった被害が発生したことから、翌3年、新町地区の住民が中心となって後世に伝えるために建てたものでございます。現在は、新町2丁目地内の新町御獄神社境内にありますが、もともとは現在地より約500メートル南の場所にあり、平成元年に区画整理等に伴い移設されました。

最後に3枚目、(3)水窪排水記念碑です。この碑は、古くから長雨による浸水にたびたび悩まされていた今井3丁目地区に、昭和4年5月、暗渠排水工事が完了したことを記念して建てられたも

ので、現在水窪公園内に移設されています。

今回の登録により、担当課としましても今後周知を行い、小・中学校の郷土学習や地域の文化財巡りにも活かせるよう、積極的に伝えてまいりたいと考えております。

もう一点、秋季展示の「新・平家物語の世界」についてご説明いたします。

展覧会のチラシをご覧ください。今回は市制施行70周年記念事業の一環として、昭和26年の市制施行当時、吉野村柚木に住んでおりました吉川英治先生が、終戦後初めて取り組んだ大作「新・平家物語」をテーマに取り上げました。本展覧会では、吉川先生の直筆原稿に加え、「新・平家物語」の挿絵を手がけていただきました杉本健吉画伯の挿絵などをもとに、この作品のストーリーをたどるとともに、取材旅行の写真や色紙などの関連資料等を展示いたします。

本展覧会の会期は、10月9日から12月19日までで、会期中のイベントとしましては、10月下旬にはハロウィンの飾りつけを行うミニ企画や、11月中には青梅市内で活動されている講談師による「宮本武蔵・地の巻」の映像放映、12月下旬にはクリスマスミニ企画等を予定しております。

また、会期中は紅葉シーズンでもありますので、ぜひ皆様には吉川英治記念館に足を運んでいただけたらと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長（岡田）】 ほかに何かございますか。

【教育指導担当主幹（梶井）】 先ほどご質問ありましたスタディ・アシスト事業に関する中学校で、細かいところはわかりませんが、第六中学校、第七中学校は参加者ゼロということと、多いところでは第二中学校が14名、西中学校が9名、泉中学校が8名となっております。

【教育長（岡田）】 ほかに何かございますか。

【教育長（岡田）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、お手元の今後の日程をご覧ください。

申しわけございませんが、最初に訂正がございます。2ページ目の11月2日学校訪問、訪問校が第三六小学校とありますが、第三小学校の誤りですので、お詫びするとともに、訂正をお願いいたします。

それでは戻りまして、今後の日程でございます。

10月6日（水）教育委員会終了後、午後4時から、中学校長と教育委員との懇談会を、昨日総合教育会議がございました議会棟3階大会議室で行います。

10月7日以降ですが、数が多いので時間、会場等は省略させていただいて、項目だけ申し上げさせていただきます。

10月7日（木）学校訪問2校と教育施設の訪問。

10月8日（金）市町村教育委員会連合会第1回研修会。

10月12日（火）教育長退任式。

10月13日（水）教育長就任式。市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会。

10月15日（金）学校訪問2校。

10月20日（水）学校訪問2校。

10月29日（金）学校訪問1校。

11月2日（火）学校訪問1校。

11月5日（金）学校訪問2校。

11月7日（日）第四小学校創立70周年記念式典。

11月10日（水）第9回教育委員会定例会となっております。

今後の日程については以上でございます。

【教育長（岡田）】 今後の日程についてはよろしいでしょうか。

日程第5 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（岡田）】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時45分 閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員